

Q パートでも社会保険に加入できるか

A 一定の要件を満たす場合には加入が義務づけられる

 **法律のポイント** ⇒

健康保険、厚生年金保険は、常時5人以上が従事する個人事業所（飲食業、サービス業、農業、漁業などを除く）とすべての法人事業所は強制適用である（健康保険法第13条、厚生年金保険法第6条・第9条）。パートについても、所定労働時間・月の労働日数がその事業所で同種の業務を行う一般労働者のおおむね4分の3以上であれば、加入が義務づけられる。また、40歳以上は介護保険への強制加入となり、その保険料が、健康保険料に加えて、徴収される。

解説

加入：
4分の3要件

パートについては、その事業所と常用的雇用関係にあるか否かにより個別的に判断されるが、1日又は1週の所定労働時間及び1ヵ月の労働日数がその事業所で同種の事務を行う一般労働者の概ね4分の3以上である場合には、加入が義務づけられる。

ただし、以下の者は適用除外。

- ①日々雇い入れられる者で1ヵ月を超えない範囲で使用される者、
- ②2ヵ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて使用されるに至った場合はその日から被保険者となる）、
- ③季節的業務（4ヵ月以内）に使用される者、
- ④臨時的事業（博覧会等）に使用され、6月を超えない者など。

上記適用除外された者については、日雇特例被保険者（健保法第69条の7）となり、被保険者手帳の交付を受ける。就労する日毎に事業主に提出し、健康保険印紙をはってもらうことが必要。

加入の手続きをしない

加入資格があるのに、会社で手続きをしない事は、5日以内の手続きを義務づけた法律違反である。社会保険事務所で状況を説明し改善を求める。

任意適用事業所

法人でない常時5人未満の事業所と、人数に関係なく下記の業種の任意適用事業所では、労働者の2分の1以上の加入希望によって加入することができる。

- 任意適用事業所 = ①農林・水産・畜産、②理美容・クリーニング、③映画・演劇・興業、④旅館・飲食・接客・娯楽、⑤弁護士・公認会計士